改正 1-4　公的医療保険

3 健康保険の給付

保険給付については、健康保険と国民健康保険ともほぼ同じ給付内容になっており、試験でよく出題されるのは健康保険からの給付です。病院で診察・治療を受けた際の給付のほか、他にもさまざまな給付がありますので、ここで確認しておきましょう。

（1）療養の給付

●療養の給付

	小学校就学前	小学校就学～70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満
自己負担	2 割	3 割	平成 24 年 3 月 31 日まで 原則 1 割 例外：一定の高所得者は 3 割

（2）出産の給付

被保険者が出産にあたり休業し、その間給与が受けられないときは出産手当金を受給できます。また、出産したときには 1 児につき出産育児一時金が最高 42 万円~~（平成 23 年 3 月までの暫定金額）~~支給されます。被扶養者が出産した場合には家族出産育児一時金として同額が支給されます。

重要ポイント　も同様に変更をお願いします。

＿＿＿＿＿部分が改正点です。